



**川西市都市公園  
防犯カメラの設置及び  
運用に関するガイドライン**

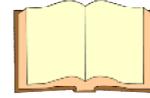


**令和7年6月**



**川西市公園緑地課**

## 1.目的



### ① ガイドライン策定の目的

川西市都市公園では施設の破損(例:放火、ガラス、樹木、太陽光発電の表示パネルの破損)などが相次いでおり、日頃のパトロール等での管理に限界があると考えています。

防犯カメラは24時間撮影が可能であることから、施設破損時の状況を記録できるほか、犯罪の抑止効果が期待できるなど、施設の管理、市民の皆様のための安全・安心のまちづくりに大きな役割を果たすものです。

一方で、このカメラにより、自分の姿が知らないうちに撮影され、本来の目的以外に利用されるのではないかと不安を感じる方もおられることから、防犯カメラを効果的に活用しながらも個人情報、プライバシーについて保護していかなければなりません。

そのため、市民の皆様に安心していただけるよう、その設置及び運用等に関してわかりやすくお伝えするため、このガイドラインを策定しました。

### ② 防犯カメラの設置目的

#### (1) 施設の破損、犯罪行為の抑止

防犯カメラを設置するとともに、設置していることを明示することによって、故意による施設の破損や犯罪を抑止します。

#### (2) 事件・事故の早期解決

防犯カメラの画像を活用して、事件・事故の早期解決を図ります。

## 2.設置場所・台数

キセラ川西せせらぎ公園 トイレ様 2台

## 3.撮影範囲

撮影範囲は、必要最小限の範囲とします。

## 4.設置していることの表示

防犯カメラを設置する時は、誰にでもわかるよう見やすい場所に、カメラが作動中であることを表示します。



## 5.責任者、取扱員の設置

防犯カメラの画像データを適正に取扱うため、責任者を置きます。

(1) 管理責任者：川西市 土木部長

防犯カメラの運用・管理が正しく行われるよう、そのすべてを取りまとめます。

(2) 取扱員：公園緑地課 職員

公園緑地課職員から指名され、防犯カメラに関する実務を行う。

## 6.秘密の保持



5. に定義している責任者及び担当者は、画像から知り得た情報を正当な理由もなく

第三者に漏らしません。異動や退職でその職から離れた後も同様とします。

## 7. 撮影された画像データの取扱い

画像データのデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進むなか、画像データの複製や持ち出しが容易になっていることから、画像データの漏えいがなされない管理体制を整えることが大切です。



(1) 防犯カメラでは、1日24時間撮影し、その画像は、加工せずに撮影時の状態のまま保存します。

(2) 防犯カメラで撮影された画像データの保存期間は7日間とし、保存期間が終了した画像データは、上書きにより自動的に消去され、必要とならなければ誰の目にも触れることはありません。

(3) 保存された画像データについては、パスワードの入力がなければ記録媒体から抜き出すことができず、抜き出した画像データは入退室管理をされた部屋に保管し、外部への持ち出しはいたしません。

(4) 画像データを提供する場合は、提供を行った日時や提供理由等を記録します。



## 8. 撮影された画像データの提供

画像データについて、法令等に基づく捜査機関等からの照会以外には提供いたしません。

## 9. 運用状況の公表

防犯カメラの画像データの利用状況(提供先、件数)については、毎年1回、市ホーム

ページを活用し、市民の皆さんに公表します。

## 10.不正な取扱いが行われた場合

防犯カメラを取扱う職員が、不正にその管理・運用を行った場合は、法令等により処罰されます。

## 11. このガイドラインに関するお問い合わせ先

兵庫県川西市 土木部 公園緑地課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12-1

TEL : 072-740-1185 FAX : 072-740-1330

MAIL : [kawa0040@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0040@city.kawanishi.lg.jp)

